



立山町監査委員告示第1号

住民監査請求に係る監査結果の公表について

令和8年1月21日付けで請求のあった地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査を実施し、その結果を別紙のとおり公表する。

なお、この監査は 監査委員 石黒 希与志、同 岡田 健治（令和8年2月9日任期満了）及び同 髪口 清隆（令和8年2月10日就任）により行った。

令和8年3月19日

立山町監査委員 石 黒 希与志



立山町監査委員 髪 口 清 隆



第1 監査の請求

- 1 請求人 (略)
- 2 請求書の提出 令和8年1月21日
- 3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の内容

- ア 立山町長が税務課長に入湯税の特別徴収義務者に修正報告の依頼や調査に行くことを禁止した命令を取り消すこと。
- イ 立山町税条例第148条の規定に基づき、入湯税に係る不足税額等の追徴および納入に関わる一切の手続きを遅滞なく遂行すること。
- ウ 地方税法第701条の5が定める「徴税吏員の質問検査権」を適切かつ定期的に行使し、入湯税の申告状況に関する適正な監視体制を構築すること。
- エ 特別職を含む全職員を対象とした法令遵守（コンプライアンス）研修を実施し、適正な事務執行の徹底を図ること。
- オ 住民監査請求により明らかになった法令違反行為を行った者、指示した者、およびその者を補佐し行政事務を統括・監督する立場にありながら看過した者に対し、厳正な処分を行うとともに、その事実を公表すること。

(2) 事実を証する書面

- ア 入湯税比較一覧表
- イ 令和2年4月から令和7年3月までの株式会社たてやまの入湯税納入申告書の写し
- ウ 令和5年度に商工観光課が委託したグリーンパーク吉峰等運営改善調査業務の報告書の写し（ゆ〜ランド入込客数推移） 他

（事実を証する書面については、本件監査結果では添付を省略する。）

第2 請求の受理

住民監査請求書については、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の所定の要件を具備していると認められたため、令和 8 年 1 月 21 日付けをもって、これを受理した。

なお、法 242 条第 2 項では、「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」とされているが、本請求は、原則として期間の制限のない、公金の賦課・徴収を怠る事実（課税、徴収を怠る場合等）に該当すると判断した。

第 3 監査の執行

1 監査期間

令和 8 年 1 月 22 日から同年 3 月 19 日まで

2 監査の対象

町長、副町長、商工観光課、税務課及び株式会社たてやま

3 請求人の陳述及び証拠提出

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月 27 日に請求人の陳述を聴取し、請求書の内容説明を受け、追加証拠の提出を受けた。

4 関係人の陳述

令和 8 年 2 月 9 日から同年 3 月 13 日にかけて、町長、副町長から陳述を聴取、また、商工観光課及び税務課職員並びに指定管理者である株式会社たてやまから、陳述を聴取し関係書類の提出を求めた。

5 監査対象事項の決定

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面を検討し、「グリーンパーク吉峰の指定管理者が、令和 2 年 4 月分から令和 7 年 3 月までに、納付すべき入湯税のうち、納付しなかった入湯税があること。また、町はグリーンパーク吉峰の指定管理者から正当な税を徴収していないこと。」が違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実該当するか否かを監査対象事項とした。

なお、それ以外の請求事項については、次の理由により、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象事項としなかった。

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

本請求における、「エ 法令遵守（コンプライアンス）研修実施の請求」及び「オ 法令違反行為を行った者等に対する処分及び公表の請求」は、財務会計行為に係る請求ではなく、財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の対象とはならないと判断した。

また、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が他の事項から区別して特定認識できるように個別的・具体的に摘示することを要する」（平成 2 年 6 月 5 日最高裁判所第三小法廷判決）とされている。

請求人は、「ア 立山町長が特別徴収義務者に修正報告の調査等を禁止した命令の取り消し」及び「ウ 入湯税の申告状況に関する適正な監視体制の構築」を請求しているが、これらについては、監査の対象となる財務会計行為等を特定して認識できるような個別的、具体的な摘示ではなく、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

第 4 関係法令の確認

監査対象事項に関し、次の関係法令を確認した。

1 入湯税（立山町税条例（抄））

（入湯税の納税義務者等）

第 141 条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第 142 条 次に掲げる者に対し入湯税を課さない。

(1) 年齢 12 歳未満の者

(2) 共同浴場若しくは一般公衆浴場に入湯する者又はその他公衆浴場で町長が特に認めた浴場に入湯する者

(入湯税の税率)

第 143 条 入湯税の税率は、入湯客 1 人について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 宿泊を伴う入湯 1 泊につき 150 円

(2) 宿泊を伴わない入湯 1 日につき 100 円

なお、第 142 条第 2 号に定める町長が特に認めた浴場に、グリーンパーク吉峰は該当しない。また、第 143 条第 2 号に定める入湯税の税率については、令和 7 年 4 月の条例改正により、これまでの 150 円から 100 円となっている。

2 地方税法（抄）

(地方団体の長の権限の委任)

第 3 条の 2 地方団体の長は、この法律で定めるその権限の一部を、当該地方団体の条例の定めるところによつて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第 155 条第 1 項の規定によつて設ける支庁若しくは地方事務所、同法第 252 条の 20 第 1 項の規定によつて設ける市の区の事務所、同法第 252 条の 20 の 2 第 1 項の規定によつて設ける市の総合区の事務所又は同法第 156 条第 1 項の規定によつて条例で設ける税務に関する事務所の長に委任することができる。

(地方税の消滅時効)

第 18 条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

一 第 17 条の 5 第 2 項又は前条第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号若しくは同条第 3 項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第 17 条の 5 第 2 項の更正若しくは決定があつた日又は前条第 1 項第 1 号の裁決等があつた日、同項第 2 号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第 4 号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第 3 項各号に定める日

二 第 17 条の 5 第 6 項の規定の適用がある不申告加算金 同項の決定があつた

日

三 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

3 グリーンパーク吉峰条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、緑豊かな自然環境の活用を通じて、安定的就業機会の確保、拡大と農林業の振興を図ることを目的として設置する。

（管理の代行等）

第5条 町長は、施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者（立山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年立山町条例第1号）第7条第2項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる。

2 前項の規定により指定した指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（1）施設の管理運営に関する業務

（2）施設及び附帯設備の維持管理に関する業務

（3）前2号に附帯する業務

3 第1項の規定により指定した指定管理者は利用料の額についてあらかじめ町長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入とする。

第5 監査の結果

1 入湯税について

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対して入湯者に課税するものであり、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるための目的税である。

2 入湯税納付の流れについて

入湯税納付の流れとしては以下のとおりで、徴収については特別徴収によることと

されている。

- (1) 特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）が入湯者から入湯料（入湯税を含む）を徴収
- (2) 特別徴収義務者が、毎月の入湯者数・入湯税額等を記帳・保存
- (3) 特別徴収義務者が納入申告書を作成し、町税務課に提出
- (4) 町税務課が発行した納付書により、特別徴収義務者が金融機関等に入湯税を納付

3 グリーンパーク吉峰の指定管理者による入湯税の納付について

令和2年度からの入湯税納付額を確認したところ、以下のとおりであった。

入湯税納付（単位：円）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
納付額	3,985,500	5,387,250	5,571,450	5,589,150	15,666,450

※ コロナ禍による影響：令和2年初頭～5年春まで（令和5年5月8日「5類」に移行）

令和2年度から令和5年度まではコロナ禍の影響はあるものの、令和6年度に急激に納付額が増えていることが認められる。

指定管理者及び請求人が提出した事実を証する書面によれば、令和6年度の納付額については、令和6年5月16日の株式会社たてやま取締役会において、割引料金での入湯者に係る入湯税が一部未納であることが判明し、令和6年4月に遡った修正申告分も含め、適正な入湯税が納付されたものと認められた。

また、令和2年度から令和5年度は、宿泊を伴う入湯者及び券売機で通常の入湯料券を購入した宿泊を伴わない入湯者のみの入湯税を納付しており、各種割引料金等での入湯者に係る入湯税は納付していないとのことが認められた。

4 入湯税の取り扱いについて

税務課によれば、立山町税条例による入湯税徴収の対象は、12歳以上の入湯客に課税されるもので、入湯料の額によらず入湯料が無料であっても、また、特別徴収義務者が徴収していない場合も課税の対象となるとの見解である。

また、税務課窓口では、提出のあった入湯税納入申告書の合計金額を計算・確認し、納付書を発行している。

なお、本件請求に係る令和2年4月から令和7年3月までの入湯税については、地方税法第701条の9による更正は行われていない。

5 町における指定管理者制度について

立山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年2月20日公布）第5条により、公募によらない指定管理者の候補者を選定できる旨が定められ、グリーンパーク吉峰の管理業務については、平成18年度から財団法人立山グリーンパークが、平成24年度からは株式会社たてやまが指定管理者として受託している。

令和6年度からは同条例第2条に基づく公募による指定管理者として、同6年度から同8年度までの3年間、株式会社たてやまが施設を管理している。

6 指定管理者株式会社たてやまについて

指定管理者である株式会社たてやまは、登記によると平成24年2月に設立、資本金5,000万円、所在地は立山町吉峰野開となっている。また、立山町の観光及び産業振興、並びにまちづくりに関する企画及び調査業務を主な設立目的としている。

7 グリーンパーク吉峰の指定管理者の管理業務について

グリーンパーク吉峰指定管理者募集要項、同管理業務に関する協定書及び同管理業務仕様書によれば、指定管理者が行う業務として、グリーンパーク吉峰の運営・広報・利用許可・利用料金徴収・施設及び設備の維持管理、その他町長が指示した業務とされている。

利用料については、利用に係る料金を指定管理者が自らの収入とし、利用料については、町長の承認を受けて、指定管理者が定めることができる旨定められている。つまり、指定管理者が入湯税を含む入湯料の額を設定し、それを収入とする利用料金制が取られていることから、明示はないものの本施設の特別徴収義務者は、指定管理者である株式会社たてやまと推認される。

しかしながら、遵守すべき法令として地方自治法、同施行令及びグリーンパーク吉峰条例等の記載はあるものの、立山町税条例の記載はなく、その他の関係各法令の中の一つとされ、入湯料と合わせて徴収した入湯税の取り扱いに関する記載もない。

また、指定管理者として本来あるべき管理業務の実施状況、施設の利用状況及び利用料等の収入の実績を記載した月次報告書が町に提出されていない等、書類の不備が見受けられ、本件における入湯者数を適宜確認していたとは言い難い。

なお、公衆浴場法に定める公衆浴場業の許可及び温泉法に定める温泉利用の許可については、いずれも平成24年3月19日に株式会社たてやま名義で申請され、同年3月28日に富山県から許可を受けている。

8 判断

入湯税については、地方税法の規定に基づき、鉱泉浴場の経営者が特別徴収義務者として入湯者から徴収し、市町村に申告及び納付する制度とされている。

改めて本件特別徴収義務者は誰であるかを確認すると、施設利用は利用料金制であること、指定管理者が入湯税を含む入湯料を徴収していること、指定管理者が入湯税納入申告書を提出していること、株式会社たてやまが温泉利用許可を受けていることから、特別徴収義務者は指定管理者である株式会社たてやまと判断できる。

入湯税は市町村の重要な税収であり、その適正な賦課徴収は自治体に求められる基本的責務であることから、指定管理者制度のもとで施設運営が行われている場合においても、その責任の所在及び管理体制を明確にし、適正な徴収及び申告が確保されるよう運用されることが求められる。

しかしながら、前述したように町としても指定管理者の委託の面においては、入湯税徴収事務が十分に明確化されておらず、管理業務の定期的な確認や指導等が十分に行われていない状況が認められ、また税徴収の面においては、入湯税の説明が不足しており、納入申告時の確認等が十分に行われていたとは言い難く、税の適正な賦課徴収に関する業務について課題が認められた。

この結果、特別徴収義務者の入湯税の取扱いに関する理解や認識が十分でなかったため、適正な申告が行われていなかった可能性も否定できない。

9 結論

以上のとおり、本件住民監査請求においては、町が入湯税の徴収について十分な確認を行わず、結果として入湯税の適切な賦課徴収が行われていなかった可能性を否定できず、この点において町の税徴収体制には改善を要する状況が認められた。

しかしながら、本件の事実関係及び関係資料等を総合的に勘案すると、町の財務会計行為全体について、直ちに違法又は不当にその徴収を怠っていると断定するまでの事実を認めることはできなかった。

したがって、本件住民監査請求については、請求人の主張の一部について理由があるものと認められるが、その余の主張については、理由があるとまでは認められない。

よって本件請求については、法 242 条の規定に基づき、一部理由があるものとして一部認容する。

なお、町においては、本件監査結果を踏まえ、当該施設における入湯税の徴収及び申告状況について改めて確認を行うとともに、過去の賦課徴収状況についても点検し、必要に応じて関係法令の趣旨に沿った適切な対応を図られたい。

さらに、本件監査結果を契機として、税務管理の一層の適正化を図り、住民の信頼及び公正な行政運営の確保に努められたい。

第6 補足・要望

本件請求に対しての監査委員の判断は以上のとおりであるが、指定管理者制度、入湯税の徴収及び申告の事務処理について、次のとおり補足・要望する。

1 指定管理者制度について

立山町では、平成 16 年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者等も本町の施設を管理運営できるようになった。グリーンパーク吉峰については、令和 6 年度から公募による指定管理者となり、民間事業者等のノウハウの活用による、更なるサービスの向上や経費の削減が期待される。一方、利益を確保するため、施設の安全性やサービスの低下を招く等、適正な管理運営が損なわれると言えなくもない。今回は、施設所管課が本来行うべき定期的な管理状況の確認等に問題があったとも考えられる。

今後は、指定管理者の管理業務の状況を確認し、施設利用者の安全確保とサービス

の向上に資するよう、施設所管課として指導監督責任を十分に果たすことが必要と考える。

2 指定管理者の募集及び指定申請書の審査について

入湯料は特別徴収義務者が自由に定めるものであるが、立山町税条例第145条では、「特別徴収義務者は、入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない」旨が定められている。つまり、入湯税を含めた入湯料を設定すべきであり、無料サービス等入湯料金を支払わずに入湯した客の入湯税は、特別徴収義務者が負担しなければならないこととなる。

今回の監査において、指定管理者募集要項や管理業務仕様書では、入湯税についての記載がなく、指定管理者は入湯税の認識が希薄だったとも考えられる。

今後は、管理業務仕様書に「指定管理者は、入湯税の特別徴収義務者となるため、入湯料と合わせて徴収した入湯税を毎月、立山町が定める納付期限までに納入する」旨を記載する必要があると思われる。

また、指定管理者選定においては、仮に申請者が1団体であったとしても、施設所管課は指定申請書の内容（事業計画、収支予算等）を十分に審査した上で選定すべきと考える。

3 特別徴収義務者による帳簿（入湯税徴収原簿）の保存期間について

立山町税条例第150条では、入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載し、その記載の日から1年間これを保存しなければならない旨が定められている。

しかし、地方税の課税権は地方税法第17条の5において5年と定められており、今後、入湯税の税務調査を円滑に実施するため、立山町税条例を改正し、保存期間を5年とすることが望ましいと考える。

4 特別徴収義務者からの納付方法について

入湯税の納付について、税所管課窓口では、提出のあった入湯税納入申告書のみで金額を確認、納付書を発行している。本来は、宿泊者名簿、レジデータ、売上帳簿

等、提出された納入申告書の内容を裏付ける資料との照合が必要である。

また、入湯税における税務調査については、地方税法第 701 条の 5 に定める質問検査権を行使し、調査資料の画一化等、調査事務の効率化を図り、実施を検討すべきと考える。

5 入湯税の周知について

令和 7 年 4 月から立山町では、宿泊を伴わない入湯は 1 日につき 150 円から 100 円に改正されているが、大きな混乱はないと聞いている。

しかしながら、納税義務者（入湯者）には、入湯料には入湯税が含まれること、一方、特別徴収義務者には、入湯料が無料でも入湯税の対象となること、また、納期内に納入されない場合は延滞金、過少申告の場合には過少申告加算金が課されること等の周知が必要と考える。

今後、特別徴収義務者に対し、講習会の開催や入湯税特別徴収の手引を作成する等、適切な税徴収に努めていただきたい。